

令和 8 年 (2026 年) 4 月 2 / 日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市廃棄物減量等推進審議会

会長 浅井 勇一郎

一般廃棄物処理手数料の見直しについて (答申)

令和 7 年 (2025 年) 12 月 23 日付け越資循第 151 号にて諮問のありました  
標記の件について、次のとおり答申します。

## 答 申

令和7年(2025年)12月23日付け越資循第151号により、廃棄物減量等推進審議会会長宛てに諮問のありました「一般廃棄物処理手数料の見直しについて」は、これまでの経過及び越谷市における処理原価の状況等を踏まえ、消費税の適正な転嫁及び処理原価に対する望ましい負担の在り方について、当審議会において慎重に審議しました。

使用料等のあり方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)では、「手数料は、特定の者に対して提供する役務の対価という性質から、受益者負担割合は原則100%とする」、「近隣自治体等の類似する行政サービスの単価や市場単価などを考慮して、算出に当たっては具体的かつ合理的に使用料等の最終単価を求める」、「使用料等を見直した結果、引上げ幅が1.5倍を超える場合、引上げの幅は概ね1.5倍とする」とされています。これらを考慮し、当審議会として下記のとおり答申します。

## 記

### 1 消費税の適正転嫁について

消費税は、手数料に適正に反映させるとともに、課税方法については、手数料を分かりやすく市民に示すこと及び現行の表示方法を踏まえ、内税方式が妥当であると考えます。

### 2 し尿手数料について

単身世帯と普通世帯の区分については、汲み取り量に応じた経費を除き、その他の経費に大きな差異が認められないこと、また、近隣市町において同様の区分が設けられていないことを踏まえ、単身世帯を普通世帯に統合し、統合後は単身世帯を普通世帯の一人世帯相当として整理することが妥当であると考えます。

し尿の処理経費は、1か月当たり、普通便槽で単身世帯が5,114円、二人世帯が6,115円となっています。一方、現行手数料はそれぞれ520円、1,050円であり、し尿手数料全体の経費に対する負担割合は約16%であることから、手数料の引上げが妥当であると考えます。

引上げに当たっては、前述の区分統合を踏まえ、単身世帯の手数を普通世帯の一人世帯とみなした上で、基本方針の「使用料等を見直した結果、引上げ幅が1.5倍を超える場合、引上げの幅は概ね1.5倍とする」を考慮することが妥当であると考えます。

### 3 粗大ごみ手数料について

粗大ごみの処理経費は、市が収集運搬する場合、1個当たり、50cm以上120cm未満が2,045円、120cm以上180cm未満が4,506円となっています。一方、現行手数料はそれぞれ400円、800円であり、粗大ごみ手数料全体の経費に対する負担割合は約21%であることから、手数料の引上げが妥当であると考えます。

引上げに当たっては、基本方針の「使用料等を見直した結果、引上げ幅が1.5倍を超える場合、引上げの幅は概ね1.5倍とする」を考慮することが妥当であると考えます。

### 4 その他の廃棄物手数料について

その他の廃棄物の処理経費は、10キログラム当たり655円となっています。一方、現行手数料は100円であり、経費に対する負担割合は約15%であることから、手数料の引上げが妥当であると考えます。

引上げに当たっては、手数料が安価な自治体に廃棄物が流入する可能性を踏まえ、基本方針の「近隣自治体等の類似する行政サービスの単価や市場単価などを考慮して、算出に当たっては具体的かつ合理的に使用料等の最終単価を求める」を考慮し、東埼玉資源環境組合と同額の10キログラム当たり210円とすることが妥当であると考えます。